

平成27年度第1回阿見町総合教育会議議事録

会議日時	平成28年2月9日(金) 午後3時30分から午後4時35分	
会議場所	阿見町役場 第1委員会室	
構成員	出席者 町長 天田 富司男 教育長 菅谷 道生 委員 米倉 政実 委員 酒井 一範 委員 田邊 勉 委員 立原 順子	欠席者
構成員以外の出席職員	教育委員会部局 教育次長、学校教育課長、生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長、学校教育課課長補佐 町長部局 総務部長、企画財政課長、総務課長、児童福祉課長	
議題	1 町長あいさつ 2 教育長あいさつ 3 自己紹介 4 協議事項 (1) 阿見町総合教育会議運営要綱(案)について (2) 阿見町教育大綱(案)について (3) その他 5 閉会	
傍聴者	なし	
議事内容		
事務局	(1) 阿見町総合教育会議運営要綱(案)について事務局より説明	
田邊委員	教育委員会規則には、会議の成立要件として、出席者数や賛否同数の場合の対応が明記されているが、この総合教育委員会でもあらかじめ想定されることについては、規則に明示しておいてはどうか。	
事務局	文部科学省からの総合教育会議についての通知では、「総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは教育長及びすべての委員が出席することが基本と考えるが、緊急の場合は地方公共団体の長と教育長のみで会議を開催することも可能である」と示されています。基本はありますが、緊急の場合など全員が集まることが出来ない場合は、会議を開催し協議をすることができることになっております。そういったことから、今回の要綱には定足数については規定していません。二人でも開催できることになっておりますので、あえて規定はしていません。	
田邊委員	このメンバーであれば、そのようなことはないと思いますが、色々な面で分からないこともあるので、あらかじめ想定できることは入れておいた方が、後々運営しやすいのではないかと。	
事務局	総合教育会議の定例会の開催にあたっては、事前に日程調整をさ	

	<p>せていただき全員の委員が出席できる日程で開催する予定です。ただ、緊急でやむを得ない場合は、定足数を定めなくて、町長と教育長だけで対応を考えるということもあると思いますので、事務局としてはあまり縛られないようにと考えています。</p>
田邊委員	<p>もう一点、教育委員会規則には傍聴規定が定められています。総合教育会議という教育委員会と町長も入っている会議なので、政治的にもいろいろな意趣を持った方に対する対応もあると思いますので、この会議要綱にも入れておいた方がやはり運営がしやすいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>教育委員会会議規則第21条で、「傍聴の出来ないもの」として具体的な事例が挙げられていますが、この要綱には規定していないので、この会議の中でご意見があれば、条文の中に追加したいと思いますので、ご意見をいただきたいと思います。</p>
町長	<p>ひとつの問題で賛否が分かれた場合の対応や、傍聴者についても地域住民の利害に関係するといった問題などについても、総合教育会議は他の自治体でも開催しているので、良く調査をして、やっていかないといけない。</p>
事務局	<p>いただいた意見は尊重させていただき、今回はこの要綱で進めさせていただき、今後良く調査をさせていただきたいと思います。</p>
米倉委員	<p>まだ動いていないので、最初は教育委員会のやり方を踏襲するということになると思うが、性善説的に考えればこれで良いが、何かあった時のために、要綱を変えるのはこの会議だと思うので、スタート時点はこれにして、柔軟に追記や修正などをしていけばよいのではないかと。会議を公開にしているわけなので、町民の皆さんがこの会議の位置付けや役割を理解してもらうのが大切で、この要綱で支障のある部分は条文化していくしかないのではないかと。分からないのは、運営要項の運営の部分でどこからどこまでを決めるものなのか。教育委員会会議規則はどのようになっているのですか。</p>
事務局	<p>教育委員会規則は、会議規則で運営要項ではありません。総合教育会議の設置については法律で定められており、その運営については自治体毎に要綱を定めることになっております。傍聴の規定について定めている自治体もありますが、阿見町においては初めての会議でしたので、そこまでは規定していませんでした。教育委員会規則では、傍聴についての規定が第20条から第24条までにありますので、その部分をこの要綱に付け加えるというご意見があれば、検討したいと思います。</p>
町長	<p>総合教育会議は年に2回程度ですが、教育委員会は教育長を中心に毎月定例会を行っているため、それについては規則できちんと決められていると思います。怒られてしまいますが、総合教育会議</p>

	<p>は本当に何かがあった時ということが出てくると思うので、これまでの教育委員会の議論の内容と状況は同じだと私は思っています。教育委員会は独立した組織なので、私の方から首を突っ込んであれこれ指示をするつもりはないということは、前々から話をしていることです。ただ、緊急の場合もあると思うので。基本的には、教育委員会のなかで決まったことを容認していくということで、阿見町の教育の方針となっていると思います。</p>
事務局	<p>新制度がスタートし他の自治体の要綱を調べたところ、傍聴規定を盛り込んでいるところもあるようですが、ほとんどが阿見町と同様の要綱となっております。</p>
事務局	<p>今回はこの要綱で承認いただいて、提案いただいた内容については、次回平成28年度の第1回会議で案を提示するということがかでしょうか。よろしければ、要項（案）の案を削除するようにお願いします。</p>
事務局	<p>それでは要綱第3条に基づき、町長が議長になりますので、ここからの進行をよろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>ただ今承認いただいた要綱に基づき議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。第3条には、この会議を公開するとありますので、本日は傍聴者はおりませんが、公開ということでよろしいでしょうか。</p>
町長	<p>それでは、公開していきたいと思います。それでは、「阿見町教育大綱（案）について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(2) 阿見町教育大綱（案）について資料に基づき説明。</p>
町長	<p>阿見町教育大綱（案）について、ご質問がありましたらお願いいたします。教育大綱も教育振興基本計画の前期計画が平成29年度までですので、随時、様々な意見を聞きながら変えていくということですので、よろしくお願いいたします。</p>
米倉委員	<p>教育振興基本計画の5項目を挙げていくということで、当面はいいかと思いますが、総合教育会議が何をするのかということですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4を見て、少し違和感がありました。それは、教育振興基本計画は、ほとんどが義務教育で、生涯学習も入っていますが、生涯学習基本計画も作っていますが。教育委員会の所掌事務はこれでできることになっているのですが、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」とあります。「学術及び文化」というと生涯学習とも少し違います。「学術の振興」と言うと普通、小中学校は外れると思います。私の理解は教育振興基本計画は義務教育で、今後大綱の中</p>

	<p>に入れるのか入れないのかということも課題となると思います。基本的に大綱は阿見町の公教育が基本になると思いますが、学術及び文化というところをどのように大綱に盛り込んでいくのか。今後、教育委員会やこの会議で次の大綱では調整を図る必要があるのかなと思います。</p> <p>もうひとつは、阿見町第6次総合計画の策定の中でも、教育委員会でやっている教育振興基本計画、生涯学習基本計画でも所掌事項は決まっているが、総合計画策定の中では、高校生や大学生についてはどのようにするのかという意見があった。義務教育から外れるので総合計画の中でカバーするべきとの意見がありました。私は、生涯学習で見るべきかなと理解はしていたが、文科省の考え方が広いので、すぐに大綱に入れろということではなく、意図や中身を精査していただいて、町としてこの会議でどこまで対応するのかを考えていかないといけないのかなという感想を持ったということです。どのように処理するのかをご検討いただく必要が出てくるのかなと、これも全国的に動く中でどうするかということもあると思いますが。</p>
教育長	<p>学術及び文化というところは学校教育とは離れると思います。個人的に思うことは、国が言っているのは、生涯学習という体系があって学校教育もその一部だという考えがあります。実態としては学校教育と生涯学習が並列になっています。すぐには難しいと思いますが、やるのであれば先頭を切って、生涯学習のなかに学校教育とか社会教育という構図が文科省の言っている本来の姿だと思います。現実的にはそうやっているところはない。そうすると包括されてくるのではないかと思います。</p>
米倉委員	<p>出発点が学校教育になっていて、生涯学習が後からついてくるという概念になっている。</p>
町長	<p>総合教育会議の趣旨がどこにあるのかということだが、小中学校の問題であれば、新たにこの会議を設置しなくてもきちんとやっていた。文化振興では、28年度に新たに条例を制定して行うことになっています。今後も皆さんとご意見を戦わせながら、いい方向に持っていきたい。</p>
教育長	<p>通常の教育委員会と総合教育会議の区別と役割ですが、このメンバーには「地教行法の一部を改正する法律」を読んでいただいて、例えば、ここで何を協議するのかといった時に、「総合教育会議は地方公共団体の長または教育委員会が特に調整する必要があると判断した事項について協議または調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項全てを総合教育会議で協議調整するという趣旨で設置するものではない」ということを明確にして、ここでは何を議論するのかを押さえておけば、年に2回ないし3回の会議で、あとは定例教育委員会のなかで具体的な議論をしていけば良いので、資料などをお配りして明確にして取り組むと良いのか</p>

	<p>なと思います。</p>
町長	<p>米倉委員のおっしゃるようにこれだけ広範囲なのに、同じメンバーというのは、教育委員会とはまた違った視点でとらえることを考えれば委員は変わってもいいのではないかという思いはしました。今回の話を踏まえながら、初めての会議なので、今後色々な話をしながら進めていきたいと思っています。</p>
米倉委員	<p>第1条の4の2の目的で、緊急の場合というのが文科省の言いたいところだが、その部分だけやるといかにも危機管理の会議になってしまうので、その能書きとして1が付いているのかなと思います。</p>
教育長	<p>法改正が行われたのは、皆さんご承知の通りいじめの対応が遅れたという問題で、教育委員会から情報を出さないなどから、教育委員会の不要論から審議して、最終的には教育委員会を残すことになったが。法改正を受けて、定例教育委員会もそのうえの総合教育会議もきちんと機能していることを運営の中で示していかないとけないと思います。</p>
米倉委員	<p>阿見町では、町長も一緒に入っていて、教育委員会としてやるべき仕事を行政で反映してもらおう。教育委員会で相談して、新たに事業を始めたいとした時に、首長の応援もほしいし、その時に議論して実行していく。これまで別々にやっていたことを調整して推進していく会議にしていけばいいのではないかと考えます。問題が起きたら、仕方なくやるのではなく、事業を推進するために首長とタイアップしたミーティングに出来れば目的は達成されると思います。</p>
教育長	<p>私もそのような考えです。首長は予算を、教育委員会は教育の中身を担っている中で、阿見町の教育の方針が一致することが大事だろうと思います。それに首長のまちづくりの思いをしっかりと生かして、実現するプロセスを共有する場として機能させていくことがこの会議の存在意義になると思います。</p>
田邊委員	<p>人はいくつになっても、自分を高めるような教育が大事だと考えています。例えば挨拶をしても挨拶が返ってこないなど、何か世の中ぎくしゃくするような感じがします。米国第35代ケネディ大統領の「あなた方は祖国から何をしてもらえるかを問うのではなく、祖国に対して何が出来るかを問いたまえ」という言葉はまさに、国に対しても、また町や学校、自治会などの地域社会に対しても、自ら進んで意識を高め行動していかなければ良くなるということではないか。生涯に亘って学んでいける環境づくりについて、町長も居られるこの会議で議論していきたいと考えています。</p>
町長	<p>大綱については、原案どおりに策定させていただいてよろしいで</p>

町長	<p>すか。</p> <p>それでは、委員の皆さんのご意見を踏まえて、原案通り策定させていただきます。</p> <p>続きまして、その他についてご意見がありましたらお願いします。ただいま色々な意見がありましたが、いつも話をするのは阿見町がどのような形で支えられているのかということですが、ボランティアの人たちが非常に多いということだと思います。色々な面でご協力をいただいています。</p> <p>事務局からありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>(3) その他として、平成28年度の総合教育会議の開催について、資料に基づき説明。</p>
町長	<p>それでは以上を持ちまして、第1回阿見町総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>— 閉会 —</p>